

# 保税蔵置場許可公告

関税法第42条第1項の規定により下記のとおり保税蔵置場の許可をしたので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月12日

名古屋税関長 奈良井 功

## 記

1 被許可者の住所及び名称

愛知県豊田市トヨタ町1番地  
トヨタ自動車株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

トヨタ自動車株式会社東海センター 保税蔵置場

愛知県東海市新宝町25番4  
愛知県東海市新宝町25番4地先  
愛知県東海市新宝町30番3  
愛知県東海市新宝町30番3地先  
愛知県東海市新宝町30番4  
愛知県東海市新宝町30番5  
愛知県東海市新宝町507番12  
愛知県東海市新宝町507番31  
愛知県東海市新宝町507番32  
愛知県東海市新宝町507番33  
愛知県東海市新宝町507番46

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造鉄板側壁鉄板葺平屋建  
鉄骨造スレート側壁鉄板葺平屋建  
鉄骨造鉄板側壁鉄板葺2階建  
アスファルト舗装土場

4棟 3か所 344, 633平方メートル

4 蔵置する貨物の種類

輸出入一般貨物（自動車（関税が無税のものに限る。））

5 許可期間

自 令和 8年 4月 1日

至 令和14年 3月31日